

高知くらしの護身術

216

クーリングオフ

クレジット購入も適用

(2011年8月2日掲載原稿)

クーリングオフ制度とは、消費者が契約した後で冷静に考え直す時間を与え、一定期間内であれば無条件で契約を解除できる制度です。

特定商取引法では、①訪問販売、②電話勧誘販売、③連鎖販売取引（マルチ商法）、④特定継続的役務提供（語学教室、エステ、学習塾、家庭教師、結婚相手紹介サービスなど）、⑤業務提供誘引販売取引（内職商法など）で購入した原則全ての商品やサービスがクーリングオフの対象となります。

また割賦販売法により、特定商取引法で対象となっている5つの取引について個別クレジット契約自体もクーリングオフができます。ただし、乗用自動車など契約までに時間を要するものや電気、ガス、葬儀など速やかに役務の提供を受ける必要のあるもの、現金取引で3,000円に満たない金額の場合、化粧品や健康食品等の消耗品を使用した場合、他の法令で消費者の保護が図られている場合などは適用対象外です。

また自分から店に出向いたり、広告を見て電話やインターネットで申し込む取引はクーリングオフができません。通信販売の場合は注文する前に返品対応についての規定を確認しましょう。

クーリングオフの期間は、取引の種類によって異なります。訪問販売や電話勧誘販売、特定継続的役務提供の場合8日間、マルチ商法や内職商法の場合は20日間となっています。後でトラブルにならないようにハガキなどの書面でクーリングオフの通知をすることをお勧めします。クレジット契約をしている場合には、信販会社（個別クレジット会社）にも同時にクーリングオフの通知を出しましょう。

クーリングオフすると支払った代金は全て返金されます。商品を受け取っている場合は、販売業者の負担で商品を引き取ってもらえます。販売業者が違約金や損害賠償の請求をしてきても応じる必要はありません。

クーリングオフ期間が過ぎてしまった場合でも、販売業者による嘘の説明や重要な事実を告げない勧誘があったときには、契約を取り消すことができる場合もありますのであきらめずに消費生活相談窓口にご相談してください。